

- n 对当事人诉前或诉中达成的和解协议，人民法院一般予以确认，但有下列情形之一的，应当要求继续协商进行修改：
 - 侵害国家利益、社会公共利益；
 - 侵害案外人利益；
 - 违背当事人真实意思；
 - 违反法律、行政法规禁止性规定。
- n 律师和解期间，当事人或其代理律师为促成和解而对案件事实、法律关系性质等事项作出的意思表示，在和解终止后不作为法院裁判的依据。
- n 经律师参与调解达成协议的案件，人民法院应根据情况适当减免部分诉讼费。

【法令全文】如需该通知全文内容（中文版），请与里兆律师事务所联系。

しなけらばならず、訴訟の過程で、弁護士の勧めにより、法廷外で和解合意に至った場合、当事者の署名押印のある和解協議書を提出し、人民法院の審査確認を経た後で、民事調停書が発行されることになる。

- n 当事者が訴訟前又は訴訟の過程で和解協議の締結に合意した場合、人民法院は通常これを確認するが、次の状況のいずれか 1 つに該当する場合は、引き続き協議を通じて修正しなければならない。
 - 国家の利益、社会の公共利益を侵害するもの
 - 案件の部外者の利益を侵害するもの
 - 当事者の真実の意思に背くもの
 - 法律、行政法規の禁止的規定に違反するもの
- n 弁護士による和解期間に、当事者又はその代理弁護士が和解を促すために、案件の事実、法律の関係する性質等の事項について行なった意思表示は、和解の終了後、法院の裁判の際の根拠とはならない。
- n 弁護士が参与して調停が合意に至った案件について、人民法院は状況に応じて、訴訟費用の一部を適切に減免する。

【法令全文】通知の全文の内容（中国語版）が必要な場合には、里兆法律事務所までご連絡ください。

I 上海市统计局关于开展本市外资房地产企业最新动态专项调查的通知

【发布单位】上海市统计局

【发布日期】2006-09-11

【施行日期】2006-09-11

【提 示】根据该通知，上海市统计局将对 2006 年 08 月 31 日前在上海市登记的外资房地产企业进行问卷调查，调查的主要内容是企业投资情况和在上海市开发的房地产项目情况两部分。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai8442.html>

I 上海市外資不動産企業の最新動向の個別調査を展開することについての上海市統計局による通知

【発布機関】上海市統計局

【発 布 日】2006-09-11

【施 行 日】2006-09-11

【コメント】同通知によると、上海市統計局は、2006 年 8 月 31 日までに上海市で登記された外資不動産企業についてアンケート調査を行なう予定であり、調査の主な内容は、企業投資状況と上海市で開発する不動産プロジェクトの状況の 2 つの部分である。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai8442.html>

I 国家税务总局关于出口合同备案有关问题的通知

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函【2006】847号

【发布日期】2006-09-14

【施行日期】2006-09-14

【提示】该通知对《关于调整部分商品出口退税率和增补加工贸易禁止类产品目录的通知》（财税【2006】139号）中的出口合同备案事项作了相关规定：

- n 备案出口合同是指按《中华人民共和国合同法》签订的书面形式合同，并应满足下列条件：
 - 在2006年09月14日（含）前签订；
 - 合同签订日期、出口企业、外商、出口商品名称、单价、数量、金额、合同协议号等内容明确；
 - 经出口企业和外商双方签字确认或盖章；
 - 合同内容真实有效。
- n 出口企业必须在2006年09月30日前到所在地主管出口退税工作的国家税务局办理备案手续，报送文件包括：加盖企业印章的合同原件和合同复印件以及《出口合同备案申请表》。
- n 除来料加工复出口业务外，其他贸易方式申报出口退税的出口业务均适用于该通知规定的出口合同备案办法。
- n 属于委托代理出口的，委托出口企业除向税务机关备案出口合同外，还必须备案与代理出口企业之间的代理出口协议。受托方与外商签订出口合同的，一律由委托方办理合同备案手续。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=20060919170940553>

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

《财政部、国家发展改革委、商务部、海关总署、国家税务总局关于调整部分商品出口退税率和增补加工贸易禁止类商品目录的通知》

http://www.mof.gov.cn/news/20060915_1556_16612.htm

《上海市国家税务局关于转发<国家税务总局关于出口合同备案有关问题的通知>的通知》

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai8394.html>

I 輸出契約届出に関する国家税務総局による通知

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税函【2006】847号

【発布日】2006-09-14

【施行日】2006-09-14

【コメント】同通知は「一部の商品輸出時の税金還付率の調整と加工貿易禁止類製品目録の追加についての通知」（财税【2006】139号）の中の輸出契約届出事項について関係規定を設けている。

- n 届出輸出契約とは、「中華人民共和国契約法」に基づき締結する書面形式での契約をいい、次の条件を満たしていなければならない。
 - 2006年09月14日（当日含）までに締結していること
 - 契約締結日、輸出企業、外商、輸出商品名称、単価、数量、金額、契約協議番号等の内容が明確であること
 - 輸出企業と外商の双方が署名確認をしているか、又は、押印がされていること
 - 契約内容が真実かつ有効であること
- n 輸出企業は、2006年9月30日までに所在地で輸出時の税金還付を主管する国家税務局に赴き届出手続を行わなければならない。提出する書類には、企業の押印のある契約のオリジナルと契約のコピー及び「輸出契約届出申請表」が含まれる。
- n 来料加工での再輸出業務を除き、その他の貿易方式で輸出時の税金還付を申請する場合、いずれも同通知に定める輸出契約届出方法を適用する。
- n 輸出代行業を委託する場合、輸出を委託した企業は税務機関に輸出契約を届け出るほか、輸出代理企業との間の輸出代理協議を届け出なければならない。受託側と外商が輸出契約を締結する場合、すべて委託側が契約届出手続を行なうとする。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=20060919170940553>

【関係する法令全文】下記 URL をクリックしてください。「一部の商品輸出時の税金還付率の調整と加工貿易禁止類製品目録の追加についての財政部、国家発展改革委員会、商务部、税関総署、国家税務総局による通知」

http://www.mof.gov.cn/news/20060915_1556_16612.htm

「『輸出契約届出に関する国家税務総局による通知』を転送することについての上海市国家税務局による通知」

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai8394.html>

I 上海市工商行政管理局关于下放外商投资商业企业登记管辖权的通知

【发布单位】上海市工商行政管理局

【发布日期】2006-09-18

【施行日期】2006-10-01

【提 示】根据该通知，上海市工商行政管理局将下放外商投资商业企业登记管辖权至企业住所地所属工商分局登记。具体如下：

- n 2006 年 10 月 01 日起，经营范围中仅含“批发”内容的外商投资商业企业由各分局登记。
- n 已在上海市工商行政管理局注册登记且符合上述条件的企业，自 2006 年 10 月 01 日起向住所地所属工商分局申请办理变更和注销登记。
- n 已办理企业名称查询但尚未注册登记的且符合上述条件的企业，自 2006 年 10 月 01 日起直接向住所地所属工商分局申请注册登记。
- n 符合以下条件的外商投资商业企业，仍由上海市工商行政管理局登记：
 - 经营范围中含有“零售”内容；
 - 商务部审批；
 - 以直销、邮购、网上销售、特许经营、委托经营、销售代理、商业管理等特殊方式经营；
 - 从事粮、棉、植物油、食糖、药品、烟草、汽车、原油、农业生产资料等特殊商品销售的企业。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai8419.html>

I 纺织品出口管理办法（暂行）

【发布单位】国家商务部

【发布文号】商务部令【2006】第 21 号

【发布日期】2006-09-18

【施行日期】2006-09-18

【提 示】该办法适用于一般贸易、易货贸易、来料加工装配贸易、补偿贸易、进料加工、保税工厂和其他贸易方式的纺织品出口许可管理。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200609/20060903218968.html>

I 外商投资商业企业的登记管辖权委托事项的通知

【发布机关】上海市工商行政管理局

【发布日期】2006-09-18

【施行日期】2006-10-01

【コメント】同通知によると、上海市工商行政管理局は、外商投資商業企業の登記管轄権を企業の所在地の工商分局に委譲して、登記させるとしている。具体的な内容は次の通りである。

- n 2006 年 10 月 1 日から、経営範囲の中に「卸売」の内容だけを含む外商投資商業企業は、各分局にて登記する。
- n すでに上海市工商行政管理局で登録登記しており、上述した条件を満たす企業は、2006 年 10 月 1 日より所在地の工商分局で登記の変更及び取消手続を申請する。
- n すでに企業の名称照会手続を行なったが、登録登記をまだ済ませておらず、上述した条件を満たす企業は、2006 年 10 月 1 日より直接に所在地の工商分局で登録登記を申請する。
- n 以下の条件を満たす外商投資企業は、引き続き上海市工商行政管理局で登記する。
 - 経営範囲の中に「小売」の内容が含まれている
 - 商務部により審査承認されている
 - 直販、通信販売、インターネット販売、フランチャイズ経営、委託経営、販売代理、商業管理等の特殊な形式で経営している
 - 食糧、棉、植物油、食用砂糖、薬品、煙草、自動車、原油、農業生産資料等の特殊な商品の販売を取り扱う企業

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai8419.html>

I 紡績品輸出管理弁法（暫定）

【发布机关】国家商务部

【发布番号】商务部令【2006】第 21 号

【发布日期】2006-09-18

【施行日期】2006-09-18

【コメント】同弁法は、通常貿易、バーター貿易、来料加工装束貿易、補償貿易、進料加工、保税工場及びその他の貿易方式での紡績品輸出許可管理に適用する。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200609/20060903218968.html>

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

I 国家工商行政管理总局外资局发布《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》重点条款解读

国家工商行政管理总局、商务部、海关总署、国家外汇管理局于2006年04月24日联合发布了《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》（工商外企字【2006】81号，以下简称“《执行意见》”）。

近日，律师注意到，国家工商行政管理总局外资局对全国各地在学习贯彻《执行意见》的过程中提出问题比较多的部分条款进行了解读。

具体解读内容，您可以点击以下网址查看：
<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=GZDT&ID=1055&myRandom=.566482192851792>。

（里兆律师事务所2006年09月22日整理编写）

I 内外资企业所得税两法合并草案十月“一审”

据悉，内外资企业所得税两法合并草案日前已提交到全国人大，该草案可能将于2006年10月底由全国人大常委会会议“一审”。此前，财政部已对草案进行了多次修改。该草案涉及以下事项：第一，税务优惠有两大方向，即，坚持产业导向为主、兼顾区域性的税收优惠和坚持间接优惠为主、直接优惠为辅；第二，企业所得税率在24%-26%之间，仍有争议；第三，新法出台后，应按照“老企业老办法，新企业新办法”，给予外商投资企业一定的过渡期；第四，对小型企业实行一些税收优惠措施。

（摘自2006年09月22日上海对外经济贸易委员会网站）

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、 関係する新たな情報

I 国家工商行政管理总局外资局は「外商投資の会社の審査承認登記管理における法律の適用にあたっての若干の問題についての執行意見」の重要条項解説を公布した

国家工商行政管理总局、商务部、税関総署、国家外国為替管理局は、2006年4月24日に「外商投資の会社の審査承認登記管理における法律の適用にあたっての若干の問題についての執行意見」（工商外企字【2006】81号、以下「『執行意見』」という）を共同で発布した。

近頃、国家工商行政管理总局外资局は、全国各地で「執行意見」が学ばれる過程で質問が多く出された一部の条項について解説を行なった。

具体的な解説内容については、下記 URL をクリックしてください。

<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=GZDT&ID=1055&myRandom=.566482192851792>。

（里兆法律事務所が2006年9月22日付で作成）

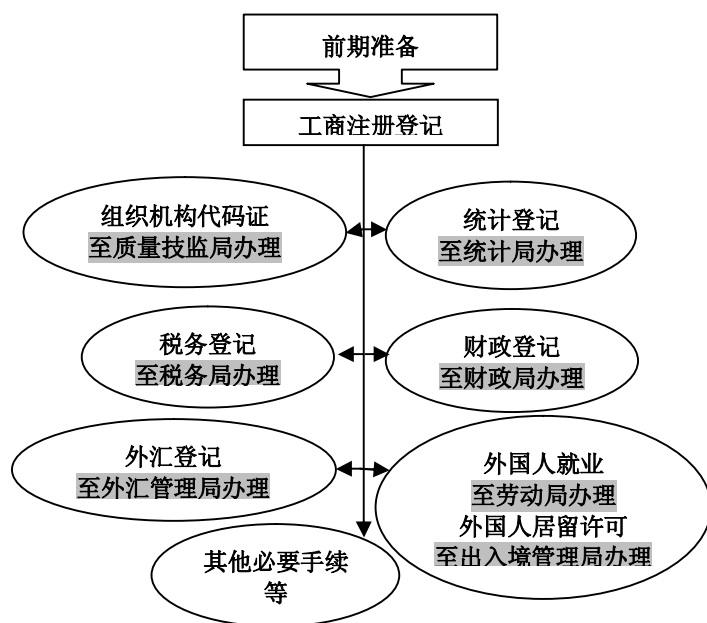
I 内資外資企業所得税一本化の草案が10月に1回目の審査を迎える

情報筋によると、内資外資企業所得税の一本化草案が、先頃、全国人民代表大会に提出され、同草案は2006年10月末に全国人民代表大会常務委員会にて1回目の審査を迎えるだろうとのことである。これまでに、財政部はすでに草案について何度かの修正を行っている。同草案では次の事項に触れている。一、税務上の優遇は2つの大きな傾向に分けられ、つまり、産業の方向性を堅持することを主としたもの、地域性を同時に考慮した税制優遇と間接的な優遇の堅持を主としたもの、直接的な優遇は補助的なものとする。二、企業所得税率は24%-26%の間とし、異なる意見は未だ存在する。三、新法が公布された後、「以前からある企業にはこれまでの弁法を、新しい企業には新しい弁法を」のやり方に従って、外商投資企業には一定の過渡期を与える。四、規模の小さな企業には税収上の優遇措置を与える。

（2006年9月22日付の上海對外經濟貿易委員會ウェブサイトより抜粋）

I 外商投资企业分支机构和外国企业常驻代表机构设立流程简要指引

近来，不少外商投资企业（中外合资、中外合作和外商独资企业）、外国企业向律师询问在上海设立分公司、常驻代表机构的具体流程。根据中国相关法律法规的规定，并结合相关实务操作经验，律师制作了如下的相关流程简表，供参考。

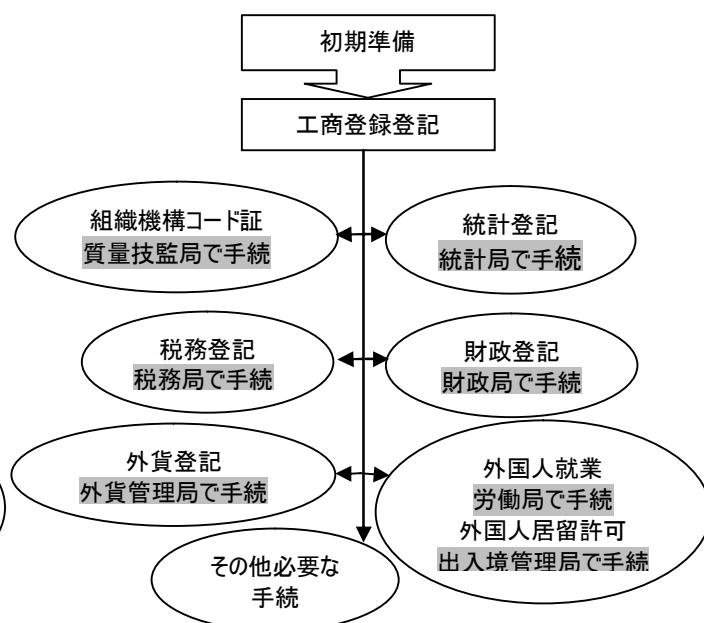


需要说明：

1. **前期准备**：主要是指申请工商注册登记所需的材料准备，通常包括外商投资企业或外国企业的主体资格证明文件、外商投资企业或外国企业法定代表人签署的申请文件和任命文件、分支机构负责人或常驻代表机构代表的身份证明文件等，并可能涉及必要的翻译及公证认证手续。此外，在上海寻找办公场所，并相应签订房屋租赁协议也是该阶段的重要工作。
2. **前置审批**：通常，外商投资企业分支机构和外国企业常驻代表机构无需前置审批，可以直接进行工商注册登记。但部分特殊领域的外商投资企业设立分公司以及外国（地区）金融机构（包括银行、保险公司和证券公司等）及传播媒体等设立常驻代表机构，需按照中国法律相关规定，事先获得有关主管部门的前置审批。
3. **工商注册登记**：根据最近中国及上海有关调整外商投资企业分支机构登记管辖权限的通知，通常，外商投资企业设立的分公司可直接到分公司所在地的区县工商分局办理注册登记，部分需经有关主管部门前置审批的特殊领域外商投资企业分支机构需在上海市工商行政管理局办理注册登记；外国企业设立的常驻代表机构需到上海市工商行政管理局

I 外商投資企業の分支機構と外国企業の駐在員事務所の設立の流れの簡潔な紹介

近頃、外商投資企業（中外合弁、中外合作及び外商独資企業）、外国企業から、上海に分公司、駐在員事務所を設立するにあたっての具体的な流れを尋ねられることが少なくない。中国の関係する法律法規の規定に基づき、なお且つ、関係する実務取扱の経験と結びつけ、ご参考まで次の簡潔な略図を作成した。



必要な説明事項：

1. **初期準備**：主に、工商登録登記の申請に必要な書類の準備をいい、通常、外商投資企業又は外国企業の主体資格証明書類、外商投資企業又は外国企業の法定代表者の署名のある申請書類又は任命書類、分支機構の責任者又は駐在員事務所の代表の身分証明書類等を含み、また、必要となる翻訳及び公証認証手続も含まれる。このほか、上海でオフィスを探し、建物賃貸協議を締結することも、この段階における重要な作業である。
2. **初期審査承認**：通常、外商投資企業の分支機構と外国企業の駐在員事務所の場合、初期審査承認は必要であり、直接に工商登録登記を行なうことができる。但し、一部の特殊な分野での外商投資企業の分公司の設立及び外国（地域）金融機構（銀行、保険会社、証券会社を含む）及び伝播メディア等の駐在員事務所の設立においては、中国法律の関係規定に基づき、事前に関係する主管部門の初期審査承認が必要となる。
3. **工商登録登記**：最近の中国及び上海の外商投資企業分支機構登記管轄権限の調整についての通知によると、通常、外商投資企業が設立する分公司は、分公司の所在地の区や県の工商分局に直接赴いて登録登記を行なうことができる。

办理注册登记。

4. **其他手续**：除上述主要手续外，外商投资企业分支机构还需办理银行账户、刻制公章、中国籍员工聘用以及其他必要手续等。
5. **办理时限**：如前期准备充分且各项手续办理顺利，自申请工商注册登记起至上述主要手续全部完成止，通常需花费 2~3 个月时间。
6. **办事机构**：外商投资企业可在公司住所地以外设立办事机构，无须办理工商登记，但办事机构的业务范围仅限于业务联络。若办事机构拟从事经营活动，通常应相应变更为分公司，未进行分公司登记而从事经营活动的，可能面临工商部门的查处。

（里兆律师事务所 2006 年 09 月 22 日整理编写）

が、一部の関係主管部門の初期審査承認が必要な特殊な分野の外商投資企業の分支機構は上海市工商行政管理局で登録登記を行なう必要がある。外国企業が設立する駐在員事務所は、上海市工商行政管理局にて登記登録を行なう必要がある。

4. **その他手続**：上述した主な手続のほか、外商投資企業の分支機構は、さらに銀行口座、公印の作成、中国籍従業員の雇用及びその他必要な手続を行なう必要がある。
5. **手続期間**：初期準備が充分であり、各種手続がスムーズな場合、工商登録登記の申請から、上述した主要な手続が全部完了するまで、通常、2-3ヶ月掛かる。
6. **弁事機構**：外商投資企業は会社所の所在地以外に弁事機構を設立することができ、その場合、工商登記の手続は不要だが、弁事機構の業務範囲は業務連絡に限られる。弁事機構が経営活動を取り扱う場合、通常、相応に分公司に変更する必要があり、分公司の登記を行わずに経営活動を取り扱うと、工商部門の取締りを受ける可能性がある。

（里兆法律事務所が 2006 年 9 月 22 日付で作成）